

Yumesa Mobile サービス利用規約

第1条（規約の適用）

- 1 株式会社夢咲(以下「当社」といいます。)は、Yumesa Mobile サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これにより Yumesa Mobile サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。
- 2 本サービスの利用を希望するもの、および契約者は、本規約を読み、理解し、同意した上で本サービスの利用を申し込み、利用するものとします。

第2条（規約の変更）

- 1 当社は本規約の内容を変更できるものとします。
- 2 その場合の契約者への通知は、当社ウェブサイトへの掲示により行うものとします。但し、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対しては、事前にその内容について通知します。
- 3 変更後の本規約は、当社がウェブサイト上に掲載した時点より、有効になるものとします。
- 4 本規約が変更された後の本サービスの利用に係る料金やその他の提供条件は、変更後の本規約によります。

第3条（本サービス概要）

- サービス名称 Yumesa Mobile
- サービス内容 NTT ドコモ回線を使用したモバイルデータ通信サービス
- サービス提供者

[株式会社夢咲（電気通信事業者）]
	届出番号 E-02-04498	
- お問い合わせ

[〒584-0054 大阪府富田林市大字甘南備 1905 番地]
	機器等送付先 電話 0721-72-7699	
- 受付時間

[祝祭日/年末年始/弊社指定休業日を除く]
	平日 10:00~18:00	
- 本サービスは、映像を配信するための利用を想定した上り専用データ通信サービスです。音声機能は付帯しません。
- 本サービスは、NTT ドコモの LTE ネットワークを利用したデータ通信の SIM カード、端末を提供します。
- 本サービスは i-mode など NTT ドコモが提供するサービスを利用することはできません。
- 国際ローミングはご利用いただけません。
- 当社が貸与する SIM カードおよび端末は、契約終了時にご返却いただきます。

第4条（本サービスの内容）

1 本サービスの種類

本サービスには次の種類があります

① プラン内容

プラン	内容	料金(税込)
年間契約	1年間の利用期間で、本サービスを継続利用できるプラン 料金前払い	¥105,600/年
月極契約	任意の月で利用開始、停止できるプラン 月々口座引き落とし	¥10,987/月
月極契約 (2年契約)	2年間のご契約で割引適応プラン 月々口座引き落とし 注) 途中解約の場合違約金が発生します	¥9,878/月

② 手続きに関する料金

区分	単位	料金(税込)
契約事務手数料	1回線ごと	¥3,300
プラン、その他変更事務手数料	1回線ごと	¥3,300
届出内容変更事務手数料	1回線ごと	¥0
SIMカード再発行手数料	1回線ごと	¥3,300
解約違約金	1回線ごと	¥19,800
料金明細発行手数料	1契約者ごと（年間契約を除く）	¥110

2 本サービスの提供エリアについて

- ① 当社が本サービスで提供する利用可能エリアは、NTTドコモのLTEの利用可能エリアに準じます。
NTTドコモサービス提供エリア <https://www.nttdocomo.co.jp/area/index.html>
- ② 本サービスの提供エリア内であっても、建物の中、地下、トンネル等電波の伝わりにくい場所、または屋外でも電波の弱いところではご利用いただけない場合があります。
- ③ 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信ができないことによる損害賠償を請求することはできません。

3 本サービスの提供速度について

当社が本サービスで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は接続状況、契約者が使用する通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。

第5条（本サービスの利用期間）

1 年間契約の利用期間については、以下に定めます。

- ① お申込み月の翌月から12ヶ月目の末日までをご利用期間とします。
- ② 上記の期間内に解約のお申出がない場合、自動更新するものとします。

2 月極契約/月極契約（2年契約）については、以下に定めます

- ① 月極契約はお申込み月の翌月から、解約のお申出があった月の末日までご利用いただけます。
- ② 月極契約（2年契約）はお申し込み月の翌月から24ヶ月目の末日までご利用いただけます。
- ③ ご利用開始月、解約月の日割計算はしないものとします。また、上記の期間内までに解約のお申出がない場合、自動更新するものとします。

第6条（料金とお支払い方法）

1 年間契約のお支払い方法は、契約締結時、更新月に当社から請求書を送付し、当社所定の銀行口座へ振り込みにより支払うものとします。

2 月極契約、月極契約（2年契約）のお支払い方法は、当社所定の口座振替申込書に記入いただいた口座より、お申し込み月の翌月より月末締め、翌月16日(祝祭日の場合、翌営業日)に引き落としとします。

3 本サービスで提供するプランの料金等は、当社ホームページならびに本規約に定める料金表に従うものとします。また料金は当社が実施するキャンペーン等で変更されることがあります。

第7条（利用申込方法）

1 年間契約、月極契約、月極契約（2年契約）のお申し込みについて、以下に定めます。

- ① 本サービスのご利用希望者は、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書の提出により申し込むものとする。
- ② 当社は、本サービスの申し込みがあったときは、受け付けた順序に従ってその契約の申し込みを承諾します。当社から本サービスの申し込みをしたものに対する申し込み受付完了メールの発信をもって、申し込みの承諾とします。ただし次に掲げる事由に該当する場合には、当該申し込みを承諾しないものとする。
 - 1) 本サービス利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき
 - 2) 申し込みに係る本サービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき
 - 3) 本サービスの利用を希望する申込者が、当該申し込みに係る本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
 - 4) 申込者が現に締結し、又は、以前に締結していた本サービス契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき

- 5) 本サービスの利用の契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
 - 6) 本サービスを利用するにあたり、違法、不当、公序良俗違反、当社もしくは当社のサービスの信用を毀損する、又は、当社のサービスを直接もしくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等のおそれがあるとき
 - 7) その他当社が不適切と認めたとき
- ③ 本サービスの申し込みに対して、前項で定める当社の承諾があった時点で本契約が成立するものとします。

第8条（契約内容の変更）

- 1 契約者は、その氏名もしくは名称、住所、電話番号その他、申し込み時の届出内容に変更があったときは、当社にその旨を届け出るものとします。
- 2 年間契約、月極（2年契約）は契約期間中に契約内容の変更はできないものとします。ただし更新月のみ契約内容の変更ができるものとします。

第9条（お客様による本サービスの解約、および解除）

- 1 年間契約の解約及び解除については、以下に定めます。

利用開始後の契約期間途中での解約は可能です。ただし、未使用期間分の返金はいたしません。
- 2 月極契約の解約及び解除については、以下に定めます。

利用開始後、随時解約は可能です。ただし未使用期間の返金はありません。
- 3 月極契約（2年契約）の解約及び解除については、以下に定めます。

利用開始後の契約期間途中での解約は、契約者から当社が定める違約金をいただくことで当該契約の解約を行うことができるものとします。
- 4 本契約の締結後から、当社が定める解約可能期間までの間に、契約者が当社に対して契約解除の意思表示を行なった場合には、契約者より所定の金額をいただくことで当該契約の解約を行うことができるものとします。また、その際発生する機器返送の送料は契約者負担とします。

第10条（当社による本サービスの契約解除）

- 1 以下のいずれかに該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに本サービスに係る契約を解除することができるものとします。なお、本条による解除によっては、当社の契約者に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。
 - ① 契約者が、当社が本規約に定める禁止事項を行った場合
 - ② 契約者に、本サービスに関する利用料金等の支払債務の履行遅延又は不履行があった場合

- ③ 契約者が死亡又は清算された場合、その他利用者が権利能力を失った場合
 - ④ 契約者について、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあった場合
 - ⑤ 契約者として不適切又は本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合
 - ⑥ 当社が契約者と連絡が取れなくなった場合
 - ⑦ 契約者が本規約等に違反した場合
- 2 第1項の規定に従い、本サービスに係る契約が解除された場合であっても、当社は、契約者によって既に支払われた本サービスに関する利用料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。
- 3 原因の如何を問わず、本サービスに係る契約が終了した場合、契約者は当社が貸与するデータ通信の端末およびSIMカード等を、本規約で当社の指定する方法により当社が指定する場所へ直ちに返却するものとします。

第11条(各契約プランの契約更新と終了について)

- 1 年間契約、月極契約の契約者から期日までに解約の意思表示がない時は、契約を自動更新するものとします。
- 2 契約者が本サービスの契約更新を望まない時は当社が指定する期日までに、当社所定の契約終了申請書も提出することにより、契約を終了できるものとします。

第12条 (SIMカード、および端末の貸与、返却について)

- 1 受け渡しについて
- ① 契約者は、別途当社が指定する方法及び場所にてデータ通信の端末およびSIMカードを受け取るものとします。
 - ② 天災地変、輸送中の事故又は遅延等当社の責めに帰さない事由により通信機器等を受け渡すことができなかった場合又は受渡しを遅延した場合でも、当社は責任を負わないものとします。
- 2 返却について
- 本サービスの契約が終了した場合、ご利用満了日から14日以内に当社が貸与するデータ通信の端末およびSIMカード等を郵送、宅配等（追跡番号の記載のあるもの）にて、当社が指定する場所に返却するものとします。当社が貸与するデータ通信の端末およびSIMカード等の返却に係る送料については契約者の負担とします。

第13条 (個人情報の取り扱い)

- 1 当社は、法令に基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。
- 2 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を本サービスの提供にかかる業務（業務上必要な連絡、通知等

を契約者に対して行うことを含みます。)への利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

なお業務への利用目的の範囲内には、契約者に係る情報を当社の業務を委託しているものに提供する場合を含みません。

第14条 (禁止事項)

1 契約者は、以下のいずれかの事項を行ってはならないものとします。

- ① 他の利用者、当社もしくは第三者の財産、プライバシー、著作権、商標権、知的財産権又はその他の権利を害する行為、又は害する恐れのある行為
- ② 他の利用者、当社若しくは第三者を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、それらのものへの不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- ③ 他の利用者、当社もしくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- ④ 他の利用者又は第三者の個人情報の譲渡又は譲受に当たる行為、又はそのおそれのある行為
- ⑤ 通信機器等への付加物品の取り付け、改造、分解、損壊にあたる行為、又は通信機器の不正使用、取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
- ⑥ 契約者が本規約に基づく権利義務の一部、又は全部を第三者に譲渡、貸与、又はその他担保に供する等の行為
- ⑦ 通信機器等の第三者への転貸、譲渡、その他担保に供する等の行為
- ⑧ 当社が運営する本サービスの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為、公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為
- ⑨ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑩ 法令に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- ⑪ 本規約に違反する行為

第15条 (本サービスの利用制限、中止、停止、内容変更)

- 1 当社は、本サービスの提供に関する設備等を有する当社以外の電気通信事業者等が電気通信サービスを制限、中止、あるいは停止した場合には、本サービスの提供を制限、中止あるいは停止する場合があります。
- 2 当社は、理由の如何を問わず、契約者に事前に通知することなく、本サービスの内容の一部または全部を変更および追加できるものとします。但し、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対しては、事前にその内容について通知します。

第16条 (免責)

- 1 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、賠償、返

金、料金の減免等一切の責任を負いません

- 2 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負いません。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社および契約者は、それぞれに対して以下の事項を表明し確約するものとします。

- ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団、又は個人である反社会的勢力（以下、総称して『反社会的勢力』といいます。）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- ② 自らの役員（代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者）が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力にならないこと。
- ③ 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。
- ④ 自ら又は第三者を利用して、以下の行為をしないこと。
 - 1) 暴力的な要求行為
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 5) その他前項に準ずる行為

- 2 当社および契約者は、本契約の有効期間内に相手方が前項の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、相手方の責めに帰すべき事由があるか否かを問わず、相手方に対してなんらの催告を要せずに、直ちに取引の全部、又は一部を停止し、又は本契約の全部、又は一部を解約できるものとします。この場合、取引の停止、又は本契約の解除に起因し、又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、取引を停止、又は本契約を解除した当事者は、相手方に何ら責任を負わないとともに、契約を解除した当事者に損害等が生じた場合、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

以下余白

2020 年 6 月 19 日制定

2021 年 6 月 3 日改定